

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規 則】

○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

医療推進課

○ 美容師法施行細則の一部を改正する規則

生活衛生課

○ 理容師法施行細則の一部を改正する規則

〃

○ 調理師法施行細則の一部を改正する規則

〃

○ 漁船法施行細則の一部を改正する規則

水産課

（以上県例規集掲載）

【訓 令】

○ 岡山県職員被服等貸与規程の一部改正

人事課

（県例規集掲載）

【告 示】

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正

経営支援課

（県例規集掲載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

〃

○ 道路の区域変更
○ 道路の供用開始

道路整備課
〃

目次

担当課（室）

【公 告】

○ 肥料の登録

農産課

○ 肥料の登録の有効期間の更新

〃

○ 肥料の登録の変更

〃

○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧

耕地課

○ 土地改良事業の工事完了

〃

○ 基本測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

○ 一般競争入札の実施

会計課

【議 会】

○ 岡山県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程

総務課

【人事委員会】

○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

（県例規集掲載）

（県例規集掲載）

<p>目次</p>	<p>【公安委員会】</p> <p>○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>（県例規集登載）</p> <p>【正誤】</p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の正誤</p> <p>（県例規集登載）</p>
<p>担当課（室）</p>	<p>地域課</p> <p>デジタル推進課</p>
<p>目次</p>	
<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県規則第十四号

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十五号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年岡山県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（その他）

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

第六条を削る。

様式第一号から様式第十一号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十六号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十三年岡山県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（その他）

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

第六条を削る。

様式第一号から様式第十一号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十七号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年岡山県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「様式第四号の」を「知事が別に定める」に改める。
第六条中「様式第五号の」を「知事が別に定める」に改める。
第七条中「様式第六号の」を「知事が別に定める」に改める。
第八条中「様式第七号の」を「知事が別に定める」に改める。
様式第一号から様式第七号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

漁船法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則(昭和二十九年岡山県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条及び第六条を削る。

第七条第二項中「様式第六号による」を「知事が別に定める」に改め、同条第四項中「様式第七号による認定通知書」を「知事が別に定める通知書」に改め、同条を第四条とする。

第八条を第五条とする。

第九条第一項第二号中「第七条第四項」を「第四条第四項」に、「認定通知書」を「通知書」に改め、同条を第六条とする。

第十条第一項中「様式第八号による検認届出書」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条を第七条とする。

第十一条中「様式第九号による」を「知事が別に定める」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「様式第十号による」を「知事が別に定める」に改め、同条を第九条とする。

第十三条第一項中「様式第十一号による」を「知事が別に定める」に改め、同条を第十条とする。

第十四条中「様式第十二号による」を「知事が別に定める」に改め、同条を第十一条とする。

本則に次の一条を加える。

(その他)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員被服等貸与規程（昭和四十一年岡山県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表第一の保健福祉課又は保健所に勤務し、細菌検査その他衛生上の試験、検査の業務に従事する者の項中「保健福祉課又は」を削る。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「~~ア~~」を「~~イ~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百十八号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表第十一号中「（一）製造業、建設業、採掘業、運輸業、情報通信業、卸売業、小売業、サービス業、その他」を「（一）製造業、建設業、採掘業、運輸業、情報通信業、卸売業、小売業、サービス業、その他」に改め、「（二）金融業」の次に「（三）不動産業」を加える。

附 則
（施行期日）

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第十一号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄4に該当するものに限る。）であつて、令和五年三月三十一日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年三月十七日

指定を更新した医療機関

名称

こころの健康 こうやまクリニック

所在地

津山市河辺九三二―八

更新年月日

令和五年三月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

看護小規模多機能ホームかおり訪問看護ステーション

医療機関の所在地

瀬戸内市邑久町福谷二〇六一

瀬戸内市邑久町福谷二一四一

令和五年三月一日

看護小規模多機能ホームかおり訪問看護ステーション

医療機関の名称

看護小規模多機能ホームかおり

訪問看護ステーションかおり

令和五年三月一日

訪問看護ステーション

訪問看護ステーション

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

◎岡山県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町里字河原田四九番一地先から	久米郡美咲町南字前五五一番四地先まで	新	一一・二〇 一四・七	二七〇・一
久米郡美咲町里字河原田四九番一地先から	久米郡美咲町南字前五五一番四地先まで	旧	八・三〇 一一・七	二七〇・一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 江与味上河内線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町江与味字保木田四二八二番地先から	久米郡美咲町江与味字宮マへ四四一番一地先まで	新	六・三〇 二七・一	一五八・五
久米郡美咲町江与味字保木田四二八二番地先から	久米郡美咲町江与味字宮マへ四四一番一地先まで	旧	四・五〇 八・一	一五八・五

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

◎岡山県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四二九号	久米郡美咲町里河原田四九番一地从から 久米郡美咲町南字前五一番四地先まで 久米郡美咲町江与味字保木田四二八二番地先 から 久米郡美咲町江与味字宮マへ四四一番一 地 先まで	令和五年三月十七日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

(二二二) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号) 第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第一八四号	配合肥料	配合肥料831号	窒素全量 一・〇 りん酸全量 一四・〇 加里全量 一六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地	令和四年四月十八日
岡山県 第一八五号	化成肥料	有機入り666	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇 内水溶性りん酸加里全量 五・〇 内く溶性加里 六・〇 内水溶性加里 六・〇 内く溶性苦土 一・五	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	エムシー・フアーツィコム株式会社 東京都千代田区麹町一丁目一〇番地	令和四年五月三十日
岡山県 第一八六号	副産肥料	副産肥料5号	く溶性りん酸 一八・〇 内水溶性りん酸 一・〇 く溶性加里 一三・〇 内水溶性加里 二・〇 く溶性苦土 七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	米田産業株式会社 岡山県備前市浦伊部一一八四番地の二八	令和四年六月三日
岡山県 第一八七号	副産石灰肥料	粒状石灰肥料	アルカリ分 四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	ウエストジャパン・ロジスティック株式会社 岡山県岡山市南区植松四八七番地	令和四年六月十五日
岡山県 第一八八号	副産動植物質肥料	醗酵廃液乾燥複合肥料	窒素全量 一・五 加里全量 八・〇 内水溶性加里 八・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	プライムシステム株式会社 石川県金沢市本町二丁目一番三号	令和五年一月十二日

制限事項は公定 規格のとおり

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

(二二二) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
 令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第九四二号	混合石灰肥料	うらべ粒状苦土入混合石灰肥料	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	卜部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	令和四年七月十一日
岡山県 第九四一号	混合石灰肥料	粒状苦土混合石灰肥料	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	かきから工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	令和四年六月二十四日
岡山県 第八六四号	大豆油かす及びその粉末	7.0抽出大豆油粕	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一・二 加里全量 一・八	該当なし	加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一六号	令和五年一月十一日
岡山県 第六六一号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	中山石灰工業株式会社 岡山県真庭市宮地二二五二番地	令和四年八月六日
岡山県 第五一号	炭酸カルシウム肥料	55.0炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五五・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	令和四年六月二十日
岡山県 第九五一号	混合石灰肥料	アツミンセルカ	アルカリ分 四〇・〇 く溶性苦土 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	卜部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	令和五年一月二十七日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

岡山県	岡山県 第一〇八号	岡山県 第一〇四号	岡山県 第一〇二二号	岡山県 第九九八号	岡山県 第九七一号	岡山県 第九六四号
なたね油かす及び	混合石灰肥料	炭酸カルシウム肥料	混合石灰肥料	混合石灰肥料	副産石灰肥料	加工家さんふん肥料
粒状なたね油かす	エコライム	苦土石灰GL	苦土セルカフミン30	うらべ天然粒状混合苦土石灰肥料	石灰肥料	加工家さんふん肥料
窒素全量 五・三	アルカリ分 六五・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇 く溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 三八・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 四七・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 四五・〇	窒素全量 二・五 りん酸全量 二・五 加里全量 一・〇
該当なし	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	その他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
有限会社アグミック	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五―一	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五―一	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	かきがら工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号
令和五年一月十二日	令和四年七月二十九日	令和四年四月二十八日	令和四年十一月八日	令和四年五月十八日	令和四年十二月十九日	令和四年七月十二日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

岡山県 第一一五〇号	岡山県 第一一四八号	岡山県 第一一四七号	岡山県 第一一四六号	岡山県 第一一四五号	岡山県 第一一三八号	岡山県 第一一一〇号
消石灰	蒸製毛紛	混合有機質肥料	消石灰	混合有機質肥料	混合有機質肥料	その粉末
70.0消石灰	フェザーミール	カイスター	70.0消石灰	サージンス	土壌元	
アルカリ分 七〇・〇	窒素全量 一三・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	アルカリ分 七〇・〇	窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇
該当なし	その他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	該当なし	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	
日本バイオ化学工業有限会社 神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二〇号	株式会社ウエルファムフーズ 東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	株式会社錦海化成 鳥取県境港市昭和町七番地三	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町三七八番地	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	岡山県真庭市草加部一四六三番地
令和四年十二月二十六日	令和四年七月十一日	令和四年六月一日	令和四年四月二十五日	令和四年四月十三日	令和四年三月三日	

(二三三) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。
 令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一二七号	肥料の種類	加工家きんふん肥料
肥料の名称	醗酵鶏糞	変更事項	生産業者の名称
変更前	有限会社新宮ファーム	変更後	有限会社藤橋家ひよこファーム
生産業者の住所	東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	生産業者の住所	東京都千代田区九段南二丁目六番五号
変更前	東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	変更後	東京都千代田区九段南二丁目六番五号

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一二四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 地区名
用吉・豊岡地区
- 二 縦覧に供する書類
換地計画書
- 三 縦覧の期間
令和五年三月十七日から同年四月七日まで
- 四 縦覧の場所
玉野市役所

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和五年三月十七日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区支線2号	かんがい排水		令和五・二・二十
〃	北七区支線6号	〃		令和五・二・十
〃	北七区支線75号	〃		令和五・二・十

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	測量の種類
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	測量期間

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇二―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一二九八―一コンフォールK C二〇二

井戸 直哉

井戸 遥香

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月二十一日岡山県指令建指第四七二号

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔二二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字新田二三八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央二丁目二二―一五和讃二〇五号

長谷川拓磨

長谷川優花

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十八日岡山県指令建指第四一四号

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二九一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一二七エスペランサ総社二〇二

竹内 大雅

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月二十四日岡山県指令建指第四二五号

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二一〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目一―四〇ブリアンHM B棟二〇五

白井 悠貴

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五五号

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二二二―四、二二二七―一二、二二二七―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目一六―一〇九ソルコリーヌ二〇一

横溝 琢也

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五六号

〔一三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字六ノ割三九〇―二、三九〇―三、三九〇―四、三九〇―五、三九二―三、三九二―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都品川区東品川一丁目三―一〇

アートチャイルドケア株式会社

代表取締役 村田 省三

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十日岡山県指令建指第四一〇号

〔一三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字六ノ割三九〇―二、三九〇―三、三九〇―四、三九〇―五、三九二―三、三九二―四

二 公共施設の種類

広場

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都品川区東品川一丁目三―一〇

アートチャイルドケア株式会社

代表取締役 村田 省三

五 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十日岡山県指令建指第四一〇号

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

〔一三四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。
令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

令和5年度岡山県キャッシュレス決済対応POSレジ導入及び運用保守業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県キャッシュレス決済対応POSレジ導入及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

入札説明書で指定する期間

(4) 履行場所

岡山県出納局会計課の指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札により実施する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、入札参加資格審査要領の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」であり、そのランクがAである者をあらかじめ選定しておくこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等
ア 交付期間

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

令和5年3月17日(金)から同月24日(金)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局会計課総務班(岡山県庁2階)

電話：(086) 226-7528 (直通)

FAX：086-221-6648

電子メールアドレス：kaikiei@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県出納局会計課のホームページから(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>)からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和5年3月17日(金)から同月24日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書

(イ) 賃貸借する物品について2(6)に定める第三者による貸付けを行わせようとする場合にあつては、岡山県キャッシュレス決済対応POSレジ導入及び運用保守業務の賃貸借について入札説明書に定める書類

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(3) 結果通知等

2(1)、(2)及び(6)の競争入札参加資格について審査し、適合又は不適合であつた旨を通知する。また、2(3)から(5)まで及び(7)の競争入札参加資格については、5(4)の提案者説明会の終了後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求めることができる。

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年3月17日(金)から同月24日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3(1)イの場所に同じ。ただし、交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に上記3(1)イの場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。また、入札説明書については岡山県出納局会計課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>)からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明会

開催しない。

5 入札及び開札等

この一般競争入札に参加する者は、入札書及び提案書を次のとおり提出しななければならない。なお、開札後、予定価格の範囲内の応札者に限り、提案書説明会を開催し、評価を行う。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月18日（火）午後3時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書及び提案書を封印をして、3(1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り）をもって令和5年4月18日（火）の午後0時までに到着するよう郵送等により提出すること。

(3) 入札方法

入札金額は、賃貸借料の総額とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提案書説明会

ア 開催日

令和5年4月19日（水）

イ 場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 説明時間等

提案書の説明の時間は、内容説明30分及び質疑応答20分の計50分とする。開始時刻等の詳細については、入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもって応札した者に対して通知する。

6 落札者決定基準

(1) 入札価格に応じて、次のとおり価格評価点を与える。（配点200点）

価格評価点＝ $200 \times (1 - (\text{入札金額} \times 1.10) / \text{入札予定価格})$

(2) 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目により機能評価点を与える。（配点200点）

評価項目	主な評価内容	配点
提案見積	提案見積	5

基本方針	基本方針	5
契約	契約要件 契約満了時の考え方	5
実施体制	実施体制	25
実施計画(プロジェクト マネジメント計画書)	実施計画/スケジュール テスト計画	25
業務実績	業務実績	5
セキュリティ	セキュリティ	30
導入業務	再委託 導入機器の基本的な性能及び操作方法(POSレジ) 導入機器の基本的な性能及び操作方法(POSシステム) 機器構成/ネットワーク 導入支援業務	70
運用保守業務	再委託 運用保守体制 運用作業の方針 保守作業の方針 障害時/問合せ対応	25
その他	機密保護 著作権 独自提案	5

(3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札価格が予定価格以下である者のうち、(1)の入札価格並びに(2)の評価項目により、価格評価点及び機能評価点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお、価格評価点及び機能評価点の合計得点が高い者が2者以上あるときは、機能評価点の高い者を優先する。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否
要
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Introduction and operation maintenance services with POS register for
cashless payment for Okayama Prefectural Government
- (2) Contract period :
According to the bid explanation
- (3) Fulfillment place :
According to the bid explanation
- (4) Time limit for tender :
3:00 P.M. 18 April (Tuesday) , 2023
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Accounting
Department
2 - 4 - 6 , Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7528

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。
令和五年三月十七日

岡山県議会議長 加藤 浩 久

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程(平成十八年岡山県議会告示第三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岡山県条例第五十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 四 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第六条第一項第一号の旅券の番号
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五条第一項に

規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百一十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百四十四条の二
十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度

であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第五条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

（電磁的方法）

第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用

する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第八条 議長は、個人情報ファイル（条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報の保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第一号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用しての方法により公表しなければならない。

6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第十七条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。

8 条例第十七条第二項第一号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 執行機関の職員又は当該職員であつた者

ロ 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第十七条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第九条 条例第十九条第一項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第一号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第十条 条例第十九条第二項、第三十二條第二項又は第三十九條第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの

3 条例第十八条第二項、第三十一条第二項又は第三十八条第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面での旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第十一条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合に於ては、条例第二十八条第三項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（開示決定通知書）

第十二条 条例第二十四条第一項の書面は、開示決定通知書（様式第二号）とする。

2 条例第二十四条第二項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第三号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第十三条 条例第二十五条第二項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第四号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第十四条 条例第二十六条第一項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第五号）とする。

（第三者意見照会書等）

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第六号）により行うものとする。

2 条例第二十七条第二項の書面は、第三者意見照会書（様式第七号）とする。

3 条例第二十七条第一項又は第二項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第八号）とする。

4 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第二十七条第三項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第九号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第十六条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電

磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第十七条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第二十四条第一項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(公文書の写しの交付に要する費用の額等)

第十八条 条例第三十条の議長が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの送付に要する費用は、郵便切手で納付しなくてはならない。

3 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする。

(訂正請求書)

第十九条 条例第三十二条第一項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第十号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第二十条 条例第三十四条第一項の書面は、訂正決定通知書(様式第十一号)とする。

2 条例第三十四条第二項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第十二号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第二十一条 条例第三十五条第二項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第十三号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第二十二条 条例第三十六条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第十四号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第二十三条 条例第三十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第十五号)とする。

(利用停止請求書)

第二十四条 条例第三十九条第一項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第十六号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第二十五条 条例第四十一条第一項の書面は、利用停止決定通知書（様式第十七号）とする。

2 条例第四十一条第二項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第十八号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第二十六条 条例第四十二条第二項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第十九号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第二十七条 条例第四十三条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第二十号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第二十八条 条例第四十五条第二項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第二十一号）により行うものとする。

（施行の状況の公表の方法）

第二十九条 条例第五十六条の規定による施行の状況の公表は、岡山県公報に đăngして行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第八条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和四年岡山県議会告示第二号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第十八条関係）

公文書の種類	写しの交付の方法	金額
一 文書、図画又は写真	イ 乾式複写機による写し	一枚につき十円。ただし、多色刷りのものにあつては、一枚につき五十円
	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	写しの作成に要する費用に相当する額

二 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複製したもの	一卷につき百十円
三 録音テープ	録音カセットテープに複製したもの	一卷につき九十円
四 電磁的記録（二の項又は三の項に該当するものを除く。）	イ 印刷物として出力したもの ロ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの	一枚につき十円 一枚につき四十円 一枚につき五十円

備考

- 一 一の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
- 二 一の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格A列三番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

岡山県議会議長 殿

氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
TEL _____ (_____) _____

開示請求書

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第2号（第12条第1項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 非開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第3号（第12条第2項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第4号（第13条関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第5号（第14条関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第6号（第15条第1項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	岡山県議会事務局 〒 TEL ()
意見書の提出期限	年 月 日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第7号（第15条第2項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	岡山県議会事務局 〒 TEL ()
意見書の提出期限	年 月 日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第8号（第15条第3項関係）

年 月 日

岡山県議会議長 殿

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____ (_____) _____

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第9号（第15条第7項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示することと した理由	
開示決定をした 日	年 月 日
開示を実施する 日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第10号（第19条関係）

年 月 日

岡山県議会議長 殿

氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
Tel _____ (_____)

訂正請求書

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第11号（第20条第1項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第12号（第20条第2項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第13号（第21条関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第14号（第22条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第15号（第23条関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第16号（第24条関係）

年 月 日

岡山県議会議長 殿

氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
TEL _____ (_____)

利用停止請求書

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第17号（第25条第1項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第18号（第25条第2項関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第19号（第26条関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第20号（第27条関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

令和5年3月17日 岡山県公報 第12481号

様式第21号（第28条関係）

文書番号
年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり岡山県議会個人情報保護審査会に諮問したので、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

◎岡山県人事委員会規則第二十七号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「二十六年」を「三十六年」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五号の表紙工駐在所の項中「御津紙工二七五〇の三」を「御津紙工三五〇四番地五」に改め、同表西駐在所の項中「西駐在所」を「大和駐在所」に、「西二八五の三」を「西三四五番地一」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五号の表西駐在所の項の改正規定は、令和五年三月三十一日から施行する。

〔三〕 令和四年九月三十日付け（号外）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（岡山県規則第五十号）に誤りがあつた。

五・十三	頁・行
省令第二十八条第一号	誤
省令第二十八条第一号	正